指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営 に関する基準の一部改正(案)の概要について

平成25年7月 福祉部 障害者福祉課

1 趣 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を検討しています。

この基準の改正は、「川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」及び「川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正」として行う予定です。

2 内容

小規模多機能型居宅介護事業者が基準該当生活介護を行う場合の登録定員及び通いサービスの利用定員に、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児の数を含めることとするものです。

3 施行期日

平成25年10月1日

4 その他

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第1条、第2条第16号及び第215条に係る改正部分については、用語の整理等であるため、意見募集の対象外となります(川越市意見公募手続条例第4条第4項第8号口に該当)。